表ＫＳ１―１の項中「ＫＳ１―１―30」を「ＫＳ１―１―30」に、「1,500m」を「900m」に改め、同項の次に次の項を加える。

ＫＳ１―１―50	N32°57′47″E130°13′25″の地点、N32°56′36″E130°22′02″の地点、N32°50′16″E130°22′41″の地点、N32°49′03″E130°21′40″の地点、N32°51′22″E130°20′25″の地点及びN32°57′47″E130°13′25″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度900mを超え1,500m以下のもの

表ＫＳ１―２の項中「ＫＳ１―２―30」を「1,500m」を「900m」に改め、同項の次に次の項を加える。

ＫＳ１―２―50	N32°56′36″E130°22′02″の地点、N32°56′09″E130°25′14″の地点、N32°52′55″E130°29′27″の地点、N32°50′43″E130°28′59″の地点、N32°47′06″E130°22′44″の地点、N32°49′03″E130°21′40″の地点、N32°50′16″E130°22′41″の地点及びN32°56′36″E130°22′02″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度900mを超え1,500m以下のもの

表ＫＳ１―３の項中「ＫＳ１―３―30」を「1,500m」を「900m」に改め、同項の次に次の項を加える。

ＫＳ１―３―50	N32°50′43″E130°28′59″の地点、N32°39′55″E130°26′44″の地点、N32°45′18″E130°22′30″の地点、N32°47′06″E130°22′44″の地点及びN32°50′43″E130°28′59″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度900mを超え1,500m以下のもの

表ＫＳ１―４の項中「ＫＳ１―４―30」を「1,500m」を「900m」に改め、同項の次に次の項を加える。

ＫＳ１―４―50	N32°45′18″E130°22′30″の地点、N32°39′55″E130°26′44″の地点、N32°37′25″E130°26′13″の地点、N32°35′14″E130°23′20″の地点、N32°39′46″E130°19′44″の地点、N32°40′53″E130°21′59″の地点及びN32°45′18″E130°22′30″の地点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域の直上空域で高度900mを超え1,500m以下のもの

附　則

この告示は、平成二十八年十二月八日から施行する。

○国土交通省告示第千二百五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

第一項の表稚内ＶＯＲの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表抜海ＶＯＲの項を削り、同表紋別ＶＯＲの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表小向ＶＯＲの項及び汐見ＶＯＲの項を削り、同表鵡川ＶＯＲの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表最上ＶＯＲの項を削り、同表山形ＶＯＲの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削る。

第四項の表稚内ＤＭＥの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表抜海ＤＭＥの項を削り、同表紋別ＤＭＥの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表小向ＤＭＥの項及び汐見ＤＭＥの項を削り、同表鵡川ＤＭＥの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表最上ＤＭＥの項を削り、同表山形ＤＭＥの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削り、同表館山ＤＭＥの項中「（平成28年８月18日から平成28年11月９日まで供用休止）」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第四項の表館山ＤＭＥの項の改正規定は、平成二十八年十二月八日から施行する。

○国土交通省告示第千二百六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第六項及び第九十六条の二第三項並びに航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百二条の四の規定に基づき、航空法第九十六条の二第一項及び第二項（航空法第九十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月十日

国土交通大臣　石井　啓一

別表第三ＫＳ１―１の項中「ＫＳ１―１―30」を「ＫＳ１―１―30」に改め、同項の次に次のように加える。

ＫＳ１―１―50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで

別表第三ＫＳ１―２の項中「ＫＳ１―２」を「ＫＳ１―２―30」に改め、同項の次に次のように加える。

ＫＳ１―２―50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで

別表第三ＫＳ１―３の項中「ＫＳ１―３」を「ＫＳ１―３―30」に改め、同項の次に次のように加える。

ＫＳ１―３―50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで

別表第三ＫＳ１―４の項中「ＫＳ１―４」を「ＫＳ１―４―30」に改め、同項の次に次のように加える。

ＫＳ１―４―50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで

附　則

この告示は、平成二十八年十二月八日から施行する。

○関東地方整備局告示第三百二十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　後　〇・〇〇～一三・四八（メートル）　四・五六八（キロメートル）

三一・九〇～一三八・四八　四・五六八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百二十一号

荒川水系に係る指定区間外の一級河川荒川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第二項の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局荒川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月十日

関東地方整備局長　大西　亘

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）